

ID: 1893

担当部署: 上下水道課

処分の概要	雨水貯留浸透施設整備計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	下水道法 第25条の13第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】	<p>法第25条の13及び第25条の11の規定による。 (雨水貯留浸透施設整備計画の変更)</p> <p>第25条の13 第25条の10第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、公共下水道管理者の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の場合について準用する。 (認定の基準)</p> <p>第25条の11 公共下水道管理者は、前条第1項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <p>(1) 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。 (2) 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (3) 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。 (4) 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (5) 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日